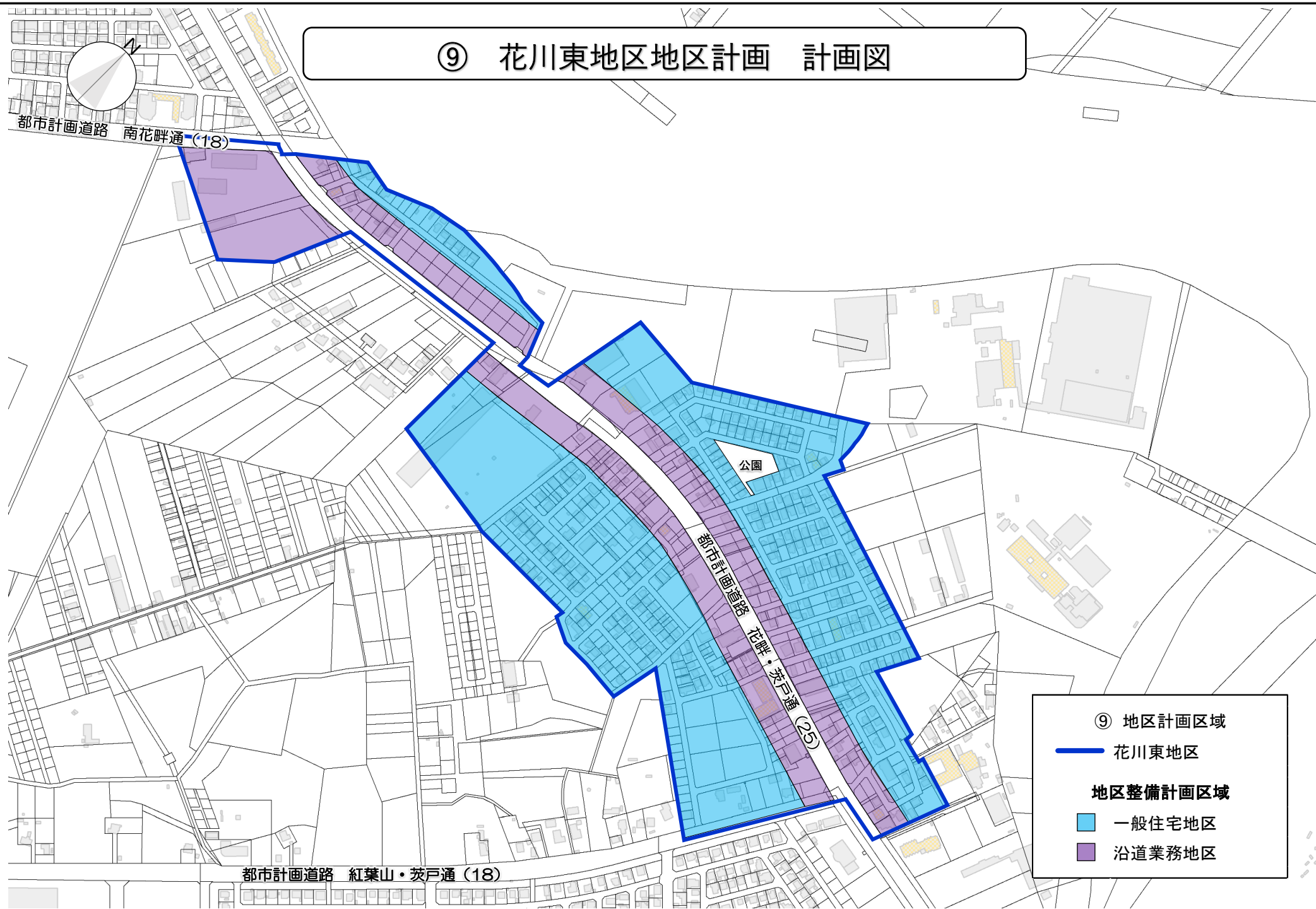


⑨ 花川東地区地区計画 計画図



※この図面は一般参考図です。詳細については窓口にてご確認ください。

＜花川東地区＞ 地区計画における建築物等の制限内容（一般住宅地区）

地区の細区分 (基本用途)	建 築 物 等 の 制 限 に 関 する 事 項											
	建 築 物 の 用 途 の 制 限	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度	建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限							
	地区計画による制限はありません ※基本用途である第二種中高層住居専用地域内の制限を受けます	165㎡	12m	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となることがあります	地区計画による制限はありません							
一般住宅地区 (二種中高層)	建 築 物 の 壁 面 の 位 置 の 制 限 (モ デ ル 図)											
	(1) 隣地 隣地 道路 $a+b \leq 3m$ 部分の軒高$\leq 2.3m$ 面積$\leq 5m^2$											
	(2) 隣地 道路 隣地 $a+b \leq 3m$ 部分の軒高$\leq 2.3m$ 面積$\leq 5m^2$											
(3) 道路 隣地 隣地 $a+b \leq 3m$ 部分の軒高$\leq 2.3m$ 面積$\leq 5m^2$												
<table><tr><th colspan="2">凡 例</th></tr><tr><td></td><td>地区計画 制限ライン</td></tr><tr><td></td><td>地区計画 3m緩和</td></tr><tr><td></td><td>地区計画 車庫等緩和</td></tr></table>					凡 例			地区計画 制限ライン		地区計画 3m緩和		地区計画 車庫等緩和
凡 例												
	地区計画 制限ライン											
	地区計画 3m緩和											
	地区計画 車庫等緩和											

＜花川東地区＞ 地区計画における建築物等の制限内容（沿道業務地区）

地区の細区分 (基本用途)	建 築 物 等 の 制 限 に 関 する 事 項							
	建 築 物 の 用 途 の 制 限	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度	建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限			
	●建築できない建築物 1. ・玩具煙火の製造工場 ・引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場 ・レディミクストコンクリートの製造工場 ・ガラスの製造工場 など商業地域内で建築してはならない工場(ただし、出力の合計が0.75Kwを超える原動機を使用する塗料の吹付及びスプリングハンマーを使用する金属の鍛造を営む工場を除く) 2. 商業地域内で定められている量を超える危険物の貯蔵又は処理施設 3. 自動車教習所 4. 床面積が15㎡を超える畜舎	200㎡	地区計画による制限はありません	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となることがあります	地区計画による制限はありません			
	建 築 物 の 壁 面 の 位 置 の 制 限 (モ デ ル 図)							
沿道業務地区 (準工業)								
	(1) (2) (3) <table><tr><th colspan="2">凡 例</th></tr><tr><td></td><td>地区計画 制限ライン</td></tr></table>					凡 例		
凡 例								
	地区計画 制限ライン							